

おぐに社協指定居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人小国町社会福祉協議会が開設する、おぐに社協指定居宅介護支援事業所(以下「事業所」という。)が行う指定居宅介護支援の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が利用者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の介護支援専門員は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活が送れるよう、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて利用者の選択に基づき、利用者が適切な福祉サービス及び保健医療サービスが利用できるよう居宅サービス計画を作成する。
- 2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
- 3 事業所は、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定居宅サービス事業者、関係医療機関、介護保険施設等との連携を図り、総合的かつ効率的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業所は利用者の人権の擁護、虐待防止のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 おぐに社協指定居宅介護支援事業所
- (2) 所在地 山形県西置賜郡小国町大字岩井沢 604 番地 2 (小国町老人福祉センター内)

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 名(介護支援専門員と兼務)

管理者には主任介護支援専門員を配置し、事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理及び居宅介護支援の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の業務管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定居宅介護支援事業の実施に関し、遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

- (2) 介護支援専門員 国の定める基準数(うち 1 名管理者と兼務)

介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成を行うとともに、作成後においても利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者との連絡調整を継続的に行う。

- (3) 事務職員 1 名

必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日

月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日及び1月2日、3日と12月29日から12月31日までを除く。

(2) 8時30分から17時までとする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者またはその家族に対し、運営規程の概要やその他利用申込者のサービスの選択に必要な重要事項について説明し、利用申込者の同意を得るものとする。

2 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

(1) 利用者等から居宅サービス計画作成依頼等に対する相談対応

(2) 課題分析の実施

(3) 居宅サービス計画原案の作成

(4) サービス担当者会議等の実施

(5) 居宅サービス計画の確定

(6) 居宅サービス事業所等との連携

(7) サービス実施状況の継続的な把握及び評価

(8) 地域ケア会議等における関係者間の情報共有

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は小国町全区域とする。

(事故発生時の対応)

第8条 介護支援専門員等は、指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに管理者、市町村、利用者の家族及び利用の介護サービス事業者に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

(苦情処理)

第9条 事業所は、指定居宅介護支援の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、当法人の苦情解決規程に従って必要な措置を講ずるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者または養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを小国町に通報するものとする。

(事業継続計画の策定等)

第 11 条 事業者は、感染症または非常災害の発生において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための計画及び非常時の体制で早期の事業再開を図るための計画(「事業継続計画」という。)を策定し、その計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、介護支援専門員に対し事業継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業者は、定期的に事業継続計画の見直しを行い必要に応じて計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第 12 条 事業者は、事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を年 1 回以上開催するとともに、その結果について介護支援専門員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(その他運営に関する重要事項)

第 13 条 事業所は、介護支援専門員等の資質向上を図るための研修の機会を設けるものとする。

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業者は、適切な居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人小国町社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この改正規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この改正規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この改正規程は、平成 16 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この改正規程は、平成 18 年 12 月 27 日から施行する。

附 則

- 1 この改正規程は、平成 21 年 8 月 21 日から施行する。

附 則

- 1 この改正規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この改正規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。